

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運

目次中「第四款 運営に関する基準（第十一条―第五十四条）」を 第四款の二

営に関する基準（第十一条―第五十四条）

共生型障害児通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十 四）に、「第四款 運
四款の五）」

営に関する基準（第七十五条―第七十七条）」を

「第四款 運営に関する基準（第
第四款の二 共生型障害児通所

七十五条―第七十七条）」

に、「 第五款 基準該当通所支援に関する
支援に関する基準（第七十七条の二）」

「 第五款 基準該当通所支援に関する基準

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針（第八十条の二）

る基準（第七十八条―第八十条）」を
第二款 人員に関する基準（第八十条の

第三款 設備に関する基準（第八十条の

第四款 運営に関する基準（第八十条の

（第七十八条―第八十条）

に改める。

三・第八十条の四）

五）

六―第八十条の九）」

第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三
項第一号」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支

援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十八条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四十九条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改める。

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十四条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下この章において「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この章において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十九条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十四条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第

十七号。以下この章において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この章において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第六十条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の三に規定する基準の例によることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）
第五十四条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第六十条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この章において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十四条の四に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第五十四条の五 第五条、第七条、第八条及び前款（第十一条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十五条」と、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令

第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十一条」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第五十四条の五において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第五十五条中「第五十四条の二」を「第五十四条の六」に改める。

第五十八条中「前款」を「第四款」に、「第五十四条の五」を「第五十四条の九」に改める。

第五十九条中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「第五十四条の六」を「第五十四条の十」に改める。

第六十条中「（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「等」に、「第五十四条の七」を「第五十四条の十一」に改める。

第六十条の二中「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「等」に、「第五十四条の八」を「第五十四条の十二」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第六十九条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努

めなければならぬ。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはない。

第七十条中「第二十六条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を加え、「第四十八条第一項」を削り、「第六十六条」と、「の下に「第二十六条第一項及び」を、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と」を加える。

第七十六条の二を削る。

第七十七条中「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に改め、「第七十六条」と、「の下に「第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十六条第二項」と、第二十六条第一項及び」を、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と」を加える。

第二章第四節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第七十七条の二 第七条、第八条、第十二条から第二十二條まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第七十一条及び第七十六条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第七条中「第七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第七条」と、第八条中「第八条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第八条」と、第十二条中「第十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十二条」と、第十四条中「第十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第十四条」と、第三十条中「第三十条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第三十条」と、第四十四条中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、第四十五条中「第四十五条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十七条」と、第五十二条中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と、第五十四条第二項第一号中「第二十一条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第二十一条」と、同項第二号中「児童

発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第三号中「第三十五条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第三十五条」と、同項第四号中「第四十四条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十四条」と、同項第五号中「第五十条」とあるのは「第七十七条の二において準用する第五十条」と、同項第六号中「第五十二条」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第五十二条」と読み替えるものとする。

第八十条中「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「、第七十六条（第一項を除く。）及び第七十六条の二」を「及び第七十六条（第一項を除く。）」に、「第七十一条の四」を「第七十一条の六」に改め、「、第七十六条の二第三項中「第七十七条」とあるのは「八十条」と」を削る。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 居宅訪問型児童発達支援

第一款 基本方針

第八十条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十一条の八に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第八十条の四 第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第七条」とあるのは、「第七十一条の九において準用する省令第七条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第八十条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十条の九 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)、第二十七條から第三十條まで、第三十二條、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第四十一條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條、第五十一條第一項、第五十二條から第五十四條まで及び第六十九條の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條中「第十二條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十二條」と、第十四條中「第十四條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第十四條」と、第十六條中「いう。」第三十七條第六号及び第五十一條第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第八十條の七」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條の七第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第三十條中「第三十條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第三十條」と、第四十四條中「第四十四條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四條」と、第四十五條中「第四十五條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十五條」と、第四十七條中「第四十七條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十七條」と、第五十二條中「第五十二條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二條」と、第五十四條第二項第一号中「第二十一條」とあるのは「第八十條の九において準用する第二十一條」と、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十條の九において準用する第三十五條」と、同項第四号中「第四十四條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十四條」と、同項第五号中「第五十條」とあるのは「第八十條の九において準用する第五十條」と、同項第六号中「第五十二條」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第五十二條」と読み替えるものとする。

第八十四条を次のように改める。

(準用)

第八十四条 第八十条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十五条から第八十七条までを次のように改める。

第八十五条から第八十七条まで 削除

第八十八条中「第二十四条」の下に「、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条」を加え、「から第五十条まで、第五十一条第一項及び」を「、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、」に改め、「第五十四条まで」の下に「、第六十九条の二及び第八十条の六から第八十条の八まで」を加え、「第八十六条」と、「を」第八十八条において準用する第八十条の七」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第八十条の七第二項」と、第二十六条第一項及び」に改め、「準用する第二十一条」との下に「、同項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第九十三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。